

## 認知症高齢者グループホーム運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くろかわ福祉会が設置運営する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者の自立した生活を地域社会において営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家族的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業者の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム黒川
- 2 所在地 **新潟県胎内市下館 1523 番地**

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### (1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

#### (2) 計画作成担当者 1名 (常勤)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を

作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 若干名（人員に関する基準を満たす人数）

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は9名とする。

(介護の提供内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成等)

第8条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 居住費 2,100円/日

(2) 食材料費 1,460円/日

(3) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費

2 月の中途に置ける入居または退居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座、振込み等によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2 及び要介護者であって痴呆の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(災害、非常時への対応)

第 16 条 事業所は、消防法令に基づき、火災感知設備、消火器、誘導灯、非常口、非常

灯等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は総合訓練を実施するものとする。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に館内に報知される装置となっており、火災通報設備より消防署へ通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる第三者評価事業を受審するものとし、この結果を公表するものとする。

- 2 従事者の質的向上を図るため採用時研修や継続研修等の機会を設け、業務体制を整備する。
- 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人くろかわ福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(虐待等の禁止)

第18条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (3) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (4) 食事を与えないこと。
- (5) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (6) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (7) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を見做すこと。
- (10) 身体拘束をすること。

附 則

第1条 この規程は、認可の日から施行する。

附 則

第1条 この規程は平成19年4月1日より施行する。

附 則

第1条 この規程は平成26年4月1日より施行する。

附 則

第1条 この規程は令和2年4月1日より施行する。

附 則

第1条 この規程は令和4年9月2日より施行する。